

令和3年10月27日開会

令和3年10月27日閉会

第9回久慈広域連合議会定例会会議録

久慈広域連合議会

第9回久慈広域連合議会定例会

○議事日程第1号・・・・・・・・・・・・・1
○会議に付した事件・・・・・・・・・・・・・1
○出席・欠席議員・・・・・・・・・・・・・1
○事務局職員出席者・・・・・・・・・・・・・2
○説明のための出席者・・・・・・・・・・・・・2
○開会・開議・・・・・・・・・・・・・2
○諸般の報告・・・・・・・・・・・・・2
○会期の決定・・・・・・・・・・・・・2
○会議録署名議員の指名・・・・・・・・・・・・・2
○認定第1号、認定第2号及び議案第1号から
議案第8号まで並びに
報告第1号、報告第2号・・・・・・・・・・・・・2
提案理由の説明・・・・・・・・・・・・・2
総括質疑・・・・・・・・・・・・・5
○一般質問・・・・・・・・・・・・・5
5番信田義朋君・・・・・・・・・・・・・5
広域連合長答弁・・・・・・・・・・・・・5
再質問・・・・・・・・・・・・・6
6番南一郎君・・・・・・・・・・・・・7
広域連合長答弁・・・・・・・・・・・・・8
再質問・・・・・・・・・・・・・9
○認定第1号・・・・・・・・・・・・・11
質疑・・・・・・・・・・・・・12
採決・・・・・・・・・・・・・15
○認定第2号・・・・・・・・・・・・・16
質疑・・・・・・・・・・・・・17
採決・・・・・・・・・・・・・20
○議案第1号・・・・・・・・・・・・・20
質疑・・・・・・・・・・・・・21
採決・・・・・・・・・・・・・22
○議案第2号・・・・・・・・・・・・・22
質疑・・・・・・・・・・・・・22
採決・・・・・・・・・・・・・23
○議案第3号・・・・・・・・・・・・・23
質疑・・・・・・・・・・・・・23
採決・・・・・・・・・・・・・25
○議案第4号・・・・・・・・・・・・・25
質疑・・・・・・・・・・・・・25
採決・・・・・・・・・・・・・26
○議案第5号・・・・・・・・・・・・・26
質疑・・・・・・・・・・・・・26

採決・・・・・・・・・・・・・26
○議案第6号・・・・・・・・・・・・・26
質疑・・・・・・・・・・・・・26
採決・・・・・・・・・・・・・27
○議案第7号・・・・・・・・・・・・・27
質疑・・・・・・・・・・・・・27
採決・・・・・・・・・・・・・28
○議案第8号・・・・・・・・・・・・・28
質疑・・・・・・・・・・・・・28
採決・・・・・・・・・・・・・29
○発議案第1号及び発議案第2号・・・・・・・・・・・・・29
採決・・・・・・・・・・・・・29
○閉会・・・・・・・・・・・・・29
署名・・・・・・・・・・・・・30

第9回久慈広域連合議会定例会会議録

議事日程第1号

令和3年10月27日（水曜日）午前10時開議

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 認定第1号、認定第2号及び議案第1号から議案第8号まで並びに報告第1号、報告第2号
提案理由の説明・総括質疑
- 第4 一般質問
- 第5 認定第1号（質疑・討論・採決）
- 第6 認定第2号（質疑・討論・採決）
- 第7 議案第1号（質疑・討論・採決）
- 第8 議案第2号（質疑・討論・採決）
- 第9 議案第3号（質疑・討論・採決）
- 第10 議案第4号（質疑・討論・採決）
- 第11 議案第5号（質疑・討論・採決）
- 第12 議案第6号（質疑・討論・採決）
- 第13 議案第7号（質疑・討論・採決）
- 第14 議案第8号（質疑・討論・採決）
- 第15 発議案第1号、発議案第2号（採決）

する条例

議案第8号 久慈地区汚泥再生処理センター整備・運営事業建設工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて

発議案第1号 久慈広域連合議会会議規則の一部を改正する規則

発議案第2号 久慈広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例

日程第4 一般質問

日程第5 認定第1号 令和2年度久慈広域連合一般会計歳入歳出決算

日程第6 認定第2号 令和2年度久慈広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算

日程第7 議案第1号 令和3年度久慈広域連合一般会計補正予算（第1号）

日程第8 議案第2号 令和3年度久慈広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第9 議案第3号 個人情報保護条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第4号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

日程第11 議案第5号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

日程第12 議案第6号 手数料条例の一部を改正する条例

日程第13 議案第7号 廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例

日程第14 議案第8号 久慈地区汚泥再生処理センター整備・運営事業建設工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて

日程第15 発議案第1号 久慈広域連合議会会議規則の一部を改正する規則

発議案第2号 久慈広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例

会議に付した事件

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 認定第1号 令和2年度久慈広域連合一般会計歳入歳出決算
認定第2号 令和2年度久慈広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算
議案第1号 令和3年度久慈広域連合一般会計補正予算（第1号）
議案第2号 令和3年度久慈広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第3号 個人情報保護条例の一部を改正する条例
議案第4号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
議案第5号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
議案第6号 手数料条例の一部を改正する条例
議案第7号 廃棄物処理施設条例の一部を改正

出席議員（13名）

- | | | | |
|----|--------|----|--------|
| 1番 | 大上 智君 | 2番 | 森田 幸一君 |
| 3番 | 小野寺 豊君 | 4番 | 野崎 泰斗君 |
| 5番 | 信田 義朋君 | 6番 | 南 一郎君 |

8番 下 舘 岩 吉君 9番 小 倉 利 之君
10番 二 子 賢 一君 11番 黒 沼 繁 樹君
12番 泉 川 博 明君 13番 佐々木 栄 幸君
14番 城 内 仲 悦君

欠席議員（1名）

7番 金 沢 秀 男君

事務局職員出席者

書記 下上 幸紀 書記 長根 健
書記 中村 安耶

説明のための出席者

広域連合長 遠藤 譲一君 副広域連合長 水上 信宏君
副広域連合長 小田 祐士君 副広域連合長 柁屋 伸夫君
監査委員 石渡 高雄君 事務局長 上有谷 満君
消 防 長 大粒来輝行君 会計管理者 畠山 健治君
監査委員事務局 澤口 紀子君 消防次長 城内 和彦君
消防次長 中屋敷 亨君 総務企画課長 板垣 俊隆君
介護保険課長 橋本 藤雄君 衛生課長 中新井田理君
久慈消防署長 佐々木昭二君 洋野消防署長 久慈 一志君

午前10時00分 開会・開議

○議長（佐々木栄幸君） おはようございます。ただいまから第9回久慈広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

欠席の届出は、金沢秀男議員からありました。

諸般の報告

○議長（佐々木栄幸君） 諸般の報告をいたします。

普代村選出の野場義時君は、去る4月1日に享年71歳でご逝去されました。誠に痛恨の極みであります。この際、故野場義時君のご冥福を祈るため、黙禱をささげたいと思います。

一同、ご起立願います。黙禱。

〔黙禱〕

黙禱を終わります。ご着席願います。

この際、新たに久慈広域連合議会議員になられた方から自己紹介をお願いしたいと思います。

1番、大上智君。自己紹介をお願いします。

○1番（大上智君） 前任者、野場義時議員の突然のご逝去により、後任として普代村議会より参りまし

た大上智と申します。

村議を初めて経験させていただいておるものでございます。職業は、2年ほど前まで漁協職員であったことから、なかなか浜から離れられず、現在は漁協の組合員となっております。

久慈広域連合議会については、現在これまでの議事録等を拝見させていただきながら勉強させていただいている状況でございます。

皆様のご指導を仰ぎながら、一刻も早く当連合議会の審議になじむよう精進したいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（佐々木栄幸君） ありがとうございます。

次に、広域連合長から議案の提出があり、お手元に配付してあります。

次に、監査委員から現金出納検査結果報告8件が提出され、お手元に配付してあります。

~~~~~

#### 日程第1 会期の決定

○議長（佐々木栄幸君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定いたしました。

~~~~~

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（佐々木栄幸君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に信田義朋君、南一郎君を指名いたします。

~~~~~

#### 日程第3 提案理由の説明・総括質疑

○議長（佐々木栄幸君） 日程第3、認定第1号、認定第2号及び議案第1号から議案第8号まで並びに報告第1号、報告第2号を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

畠山会計管理者。

○会計管理者（畠山健治君） 私からは、本定例会に提案いたしました認定案件2件の提案理由について、ご説明申し上げます。

初めに、決算書1ページをお開き願います。

認定第1号「令和2年度久慈広域連合一般会計歳入歳出決算」であります。

2ページ、3ページをご覧ください。

まず、歳入につきましては、ページ下段の歳入合計欄で申し上げます。

令和2年度の予算現額は95億5,920万6,000円で、収入済額は68億3,962万6,206円となっております。

不納欠損額はゼロ円、収入未済額は27億3,039万6,910円となっております。

次に歳出であります。4ページ、5ページをご覧ください。

ページ下段の歳出合計欄で申し上げます。

支出済額は67億333万9,938円、翌年度繰越額は27億7,278万7,000円、不用額は8,307万9,062円となっております。

したがいまして、4ページ欄外記載のとおり、歳入歳出差引き残額1億3,628万6,268円の剰余金を生じております。

48ページをご覧ください。

この剰余金から予算繰越しに伴う翌年度へ繰り越すべき財源4,384万7,000円を差し引いた実質収支額は、9,243万9,000円であります。

次に、49ページをご覧ください。

認定第2号「令和2年度久慈広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算」であります。

50ページ、51ページをご覧ください。

まず、歳入につきましては、ページ下段の歳入合計欄で申し上げます。

令和2年度の予算現額は70億5,088万9,000円で、収入済額は71億570万2,156円となっております。

不納欠損額は637万860円、収入未済額は1,252万830円となっております。

次に歳出であります。52ページ、53ページをご覧ください。

ページ下段の歳出合計欄で申し上げます。

支出済額は69億6,689万9,670円で、不用額は8,116万9,330円となっております。

したがいまして、52ページ欄外記載のとおり、歳入歳出差引き残額1億3,880万2,486円の剰余金を生じております。

84ページをご覧ください。

この剰余金から予算繰越しに伴う翌年度へ繰り越すべき財源282万円を差し引いた実質収支額は、1億3,598万2,000円であります。

以上が、令和2年度久慈広域連合一般会計及び介護保険特別会計の決算認定案件2件であります。

なお、詳細につきましては、附属書類といたしまして、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、及び別冊の主要な施策の成果を説明する書類を提出しております。

以上で、決算認定案件の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 上有谷事務局長。

**○事務局長（上有谷満君）** 私からは、本定例会に提案いたしました議案8件及び報告2件の提案理由について、ご説明申し上げます。

初めに、議案第1号「令和3年度久慈広域連合一般会計補正予算（第1号）」であります。今回の補正は1ページのとおり、既定の予算額から歳入歳出それぞれ4,035万8,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ36億6,954万6,000円にしようとするものであります。

補正の内容であります。令和2年度決算剰余金の計上並びに介護保険特別会計の補正に伴う繰出金の減額等を計上したものであります。

款及び項の補正額は、2ページ、3ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりであります。

次に、議案第2号「令和3年度久慈広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）」であります。今回の補正は1ページのとおり、既定の予算額に歳入歳出それぞれ7,418万5,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ72億75万8,000円にしようとするものであります。

補正の内容であります。歳入は令和2年度決算に伴う繰越金などの計上、歳出は前年度給付費の確定に伴う国、県への返還金を計上したものであります。

款及び項の補正額は、2ページ、3ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりであります。

次に、議案第3号「個人情報保護条例の一部を改正する条例」であります。この条例はデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等の施

行に伴い、所要の整備をしようとするものであります。

次に、議案第4号「職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」であります。この条例は職員のサービスの宣誓に係る宣誓書の押印を廃止しようとするものであります。

次に、議案第5号「一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」であります。この条例は、新型コロナウイルス感染症患者の移送業務に従事する職員に対する防疫業務手当の特例を定めようとするものであります。

次に、議案第6号「手数料条例の一部を改正する条例」であります。この条例は、し尿の収集、運搬及び処理に係る手数料を改定しようとするものであります。

次に、議案第7号「廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例」であります。この条例は久慈地区汚泥再生処理センターを設置するとともに、事業系ごみ処理手数料及び浄化槽汚泥処理手数料を改定し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正に伴い、技術管理者の資格について所要の整備をしようとするものであります。

次に、議案第8号「久慈地区汚泥再生処理センター整備・運営事業建設工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて」であります。本案は平成30年10月31日に議会の議決を経て、日立造船・宮城建設・下館建設特定建設工事共同企業体と契約を締結した久慈地区汚泥再生処理センターの建設工事について、契約金額46億3,022万円に4,327万1,800円を増額し、46億7,349万1,800円で請負変更契約を締結しようとするものであります。

変更の内容であります。基礎くい工事に伴う地中障害物除去費用及び工事中止に伴う増加費用を追加しようとするものであります。

次に、報告第1号「令和2年度久慈広域連合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」であります。補正予算において繰越明許費として議決いただきました汚泥再生処理センター建設事業について、本計算書のとおり、事業費を令和3年度へ繰越したものであります。

最後に、報告第2号「令和2年度久慈広域連合介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」であります。補正予算において繰越明許費として議

決いただきました介護認定審査会費について、本計算書のとおり、事業費を令和3年度へ繰越したものであります。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（佐々木栄幸君）** 次に、令和2年度久慈広域連合一般会計歳入歳出決算及び令和2年度久慈広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算について、監査委員から審査意見の概要の説明を求めます。

石渡監査委員。

**○監査委員（石渡高雄君）** それでは、令和2年度久慈広域連合一般会計及び介護保険特別会計歳入歳出決算の審査結果について、その概要をご説明申し上げます。

なお、詳細につきましては、お手元に配付されております審査意見書によりご承知くださるようお願い申し上げます。

まず、審査に付された計算書及び附属書類でございますが、いずれも関係法令に準拠して作成され、計数的に正確であり、各会計の決算収支額は出納閉鎖日である令和3年5月31日現在の現金出納日計表と一致していることを確認したところであります。

また、予算執行及びその結果は、法令並びに予算議決の趣旨に沿って適正に執行されているものと認められたところであります。

次に、決算収支の状況についてであります。一般会計では、歳入総額は68億3,962万6,206円で、歳出総額は67億333万9,938円でありまして、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は1億3,628万6,268円で、この形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、9,243万8,808円の黒字となっております。

また、当年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は、767万931円の赤字となっております。

次に、介護保険特別会計であります。歳入総額は71億570万2,156円で、歳出総額は69億6,689万9,670円であります。歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は1億3,880万2,486円で、この形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、1億3,598万2,486円の黒字となっております。



また、当年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は、1,140万5,390円の赤字となっております。

なお、介護保険事業の軸財源であります保険料の収納状況につきましては、全体の収納率は98.37%で、前年度と比較して0.07ポイント上回っております。また、普通徴収分の収納率も82.41%で、前年度と比較して1.97ポイント上回っております。

現在の厳しい社会経済情勢の中で、徴収努力は認められるところではありますが、介護保険事業の適正な運営のためにも、きめ細やかな対応により関係者の認識と理解を求め、財源の確保に努められるよう望むものであります。

以上、審査概要について申し上げます。

久慈広域連合は、広域計画に基づき、効率的な組織運営、計画的な施設整備に取り組んでいるところでありますが、汚泥再生処理センターの建設が継続して予定され、引き続き多額の支出が見込まれるなど、行財政を取り巻く環境は依然として厳しい情勢にあります。今後とも、構成市町村との連携を緊密にし、住民ニーズと社会情勢を見極めながら、より一層の効率的、効果的な運営により、広域圏の一体的な発展と圏域住民の福祉の増進に寄与されるよう望みまして、審査結果の概要説明といたします。

**○議長（佐々木栄幸君）** これより、提出議案等に対する総括質疑に入ります。

質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 報告の案件のことで聞きますが、報告第2号で介護保険審査会の分の翌年繰越しが生じているのですが、これはどういうことで繰越しが起きたのか、お聞かせください。

**○議長（佐々木栄幸君）** 橋本介護保険課長。

**○介護保険課長（橋本藤雄君）** これは介護保険の認定審査会のシステム改修委託料でございます。これは以前、2月の定例会でご説明いたしましたけども、審査会システムの認定ソフトが、厚生労働省から提示されないということでこの事業に着手できなかったことから、これを繰り越したものでございます。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** そうしますと、その後に提

示されているのか、そのことはその後に厚生労働省がシステムを提示されたのかどうか。

**○議長（佐々木栄幸君）** 橋本介護保険課長。

**○介護保険課長（橋本藤雄君）** 今年度に入りまして4月以降に提示されまして、委託業務の完了は5月31日に完了しておりますけども、それ以前の改修委託につきましては終了しております。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

~~~~~

日程第4 一般質問

○議長（佐々木栄幸君） 日程第4、一般質問を行います。

順次質問を許します。5番、信田義朋君。

○5番（信田義朋君） それでは、通告に従い、質問させていただきます。

質問の1点目、第7期介護保険事業計画の評価公表について。

第7期介護保険事業計画の実績を総括し、次期計画にその役目を引継ぎしたと認識しているが、実績の内容や成果が行政の内部資料止まりとなっていないか、また介護事業者や利用者等の意識や行動に作用するような媒体で公表したのか伺います。

2点目、第8期介護保険事業計画の取組方向性について。

2025年、2040年を見据え、県や構成市町村及び関係機関等と連携強化、推進すると意欲的なプランと思いますが、次の点について伺います。

1、保険者機能を強化するためのPDCAとは、どのような内容なのか。

2、その評価や結果の公表に努めることとしているが、どのような方法で、いつまでに公表するのか。

3点目、介護保険事業所等の実地指導等の状況について伺います。

第7期介護保険事業計画期間に行った実地指導等の実績について、介護サービス区分別の件数と実施率及び改善を必要とした件数や内容の傾向について伺います。

○議長（佐々木栄幸君） 遠藤広域連合長。

○広域連合長（遠藤譲一君） 信田義朋議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、第7期介護保険事業計画の評価公表について

てお答えをいたします。

まず、第7期介護保険事業計画の実績につきましては、被保険者、サービス事業者、保健、医療及び福祉関係者で構成する久慈広域連合介護保険運営協議会において、毎年度報告を行うとともに、第8期介護保険事業計画に反映させるなど、活用を図ってきたところであります。

また、公表についてであります。今後、年内に当広域連合のホームページで公表してまいります。

次に、第8期介護保険事業計画の取組方向性についてお答えをいたします。

まず、保険者機能を強化するためのP D C Aについてであります。平成29年地域包括ケア強化法において、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組が全国で実施されるようP D C Aサイクルが制度化されたところであります。

このP D C Aサイクルは、保険者が地域課題を分析して、目標を計画書に記載した上で事業を実施し、実績評価するサイクルを繰り返すものとなっております。

次に、評価や結果の公表についてであります。年度ごとに実績を取りまとめ、翌年度中に久慈広域連合介護保険運営協議会に報告するとともに、当広域連合のホームページで公表してまいります。

最後に、介護保険事業所等の実地指導等の状況についてお答えをいたします。

第7期介護保険事業計画期間中に行った実地指導の実績についてであります。まず、介護サービス区分別の件数及び実施率につきましては、介護予防支援は1件で20%、居宅介護支援は6件で35%、認知症対応型共同生活介護は9件で82%、小規模多機能型居宅介護は6件で60%、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は2件で67%、認知症対応型通所介護は3件で75%、地域密着型通所介護は6件で45%となっております。

また、改善を必要とした件数や内容の傾向につきましては、重要事項説明書等の法改正等に伴う追記や修正漏れなどが38件、運営規程等が見やすい場所へ掲示されていなかったものが9件などとなっております。書類の不備によるものが多い傾向となっております。

以上で、信田義朋議員に対する私からの答弁を終わります。

○議長（佐々木栄幸君） 再質問を許します。

5番、信田義朋君。

○5番（信田義朋君） まず、第7期の介護保険事業計画の評価公表でございますが、年内にその成果について公表するというこのようですので、注目してまいりたいと思います。

2番目の第8期介護保険事業計画の方向性の中で、特に注目した点として2点質問したわけですが、保険者の機能を強化するというこのことについては、制度化されたことによって対応せざるを得ないということのようですが、今まで保険者機能を強化するというこのことについては、やってきた部分とそれから新たに今まで想定してなかったことを求められるというようなことがあるのかなのか、それについてお聞きしたい。

それから、3点目の実地指導の状況でございますが、まず、重点事項等の表示漏れと申しますか、所定の手続をしていないと。あるいは、運営規程の表示漏れですとか、大したことはないとか書類上の不備が散見されるということのようです。この介護事業が発足以来20年を経過しているという状況の中で、認定の要件を満たさないような状況で事業を継続しているというようなことがないというふうな認識でよろしいのか、追加で質問いたします。

○議長（佐々木栄幸君） 橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） 第1点の評価公表でございますけれども、今、連合長からお話ししたとおり、今年度と申しますか、年内に当広域連合のホームページで公表していくということで計画しておりますし、今、第7期の県のヒアリングを実施している最中でございますので、これが終了次第ということになるかとは思っておりますけれども、いずれ年内に公表してまいりたいというふうに考えております。

また、2番目の第8期の保険者機能強化、やってきた部分、新たな部分でございますけれども、これにつきましては、前年度の計画書に記載されてる部分、まずP D C Aではないんですが、以前からそれにつきましては見直しと申しますか、そういうふうなことでやってきておりますので、これを今回P D C Aサイクルというふうな言葉に変わっておりますけれども、このまま継続して見直ししながら計画書はつくってまいりたいというふうに考えておりますし、運営協議会にはこれまでも報告しておりますけれども、今後もこれを続けてまいりたいというふうに考えております。

また、3番目の指導につきましてですけれども、まず、これにつきましては、第7期はまだ掲示等が結構必要な部分、運営規程等の表示がなっておりましたけれども、これが貼られてなかったとか、貼られてる文書といたしますか、それに書類の不備、電話番号が違っているとか、各市町村の住所が違っているとか、担当課が違っているとか、そういうふうな軽微なところが結構散見されました。というのは、ちょうどその時期に久慈市で介護支援課がなくなって地域包括支援センターということに変わっておりましたけれども、そこが以前のまま、そのままで表示されていたというのが結構ありましたので、こういうふうな数字になったのかなというふうには考えております。

あと、認定を満たさないものというのは、まず指導してる段階では、そういうことはないというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 5番、信田義朋君。

○5番（信田義朋君） 介護保険事業所、大変今コロナ禍で厳しい経営状況等にあると思います。施設型のところにおいては、長期で施設の中で収容されているとか、寝たきりの状態の方々が大変つらい思いをされてるのじゃないかなというふうに思いますので、事業者もそして施設を利用している方々もいい環境で過ごせるような、そういう指導というものを今後も続けていってほしいと思います。

それに関連してですが、休止している事業所があるという記述があるわけですが、事業を休止するという事は、そもそもどういう事態、状況になっているのか。そして、これはいつまで休止する予定なのか。その辺、情報を確認している部分でお答え願いたい。

○議長（佐々木栄幸君） 橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） 休止事業所についてでございますけれども、確かに休止している事業所はございます。

まず、通常の休止の理由でございますけれども、これは職員の不足。といいますのは、資格者ですけれども、ケアマネジャーとか、あとヘルパーとかそういうふうな資格者がいなくて休止しているという事業所が主なところでございます。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 5番、信田義朋君。

○5番（信田義朋君） 人材不足という一言で言えばそうでしょうけれども、そういう不足しているマンパワー、資格要件を満たしていないということについてまで休止するののかというようなことについては、なかなか事業者側の判断だと思います。しかし、資格要件を満たせない、満たさないということであれば、これは一度、休止ではなくてその要件を満たすめどがあるのかなのかということを確認した上で、次の段階の指導ということは考えないのでしょうか。

○議長（佐々木栄幸君） 橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） ただいま信田議員がおっしゃったとおり、この休止している事業所につきましては、今後の見通しとかそういうふうなのを聞き取りしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 再質問を打ち切ります。

6番、南一郎君。

○6番（南一郎君） 通告に従い、質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策について。

新型コロナウイルス感染症対策は、新たな生活様式としてマスク着用、手指消毒などの基本的な予防策は私たちの生活に定着してきていますが、今後も新型コロナウイルス感染症とは長い付き合いとなるとの指摘もあります。

また、新型コロナウイルス感染症は、現在全国的に減少傾向にあり小康状態が続いておりますが、有識者の中には第6波は必ず来るとの予想も根強くあります。

については、新型コロナウイルス感染症が消防業務に及ぼした影響と対策に対する検証をして、次なる感染症に備えるべきと考えますが、連合長の所見を伺います。

次に、消防指令業務共同運用化について。

消防指令業務の共同運用化については、現在までにその説明はされておりますが、計画の大幅な方針変更もあり、情勢の変化に応じた計画策定の修正を迫られているように拝察しております。

今後においても、状況変化の可能性はあるようにも感じられます。

確かな計画と必要性について、説得力のある丁寧な説明が必要と考えます。

また、当広域連合の行財政を取り巻く環境は依然として厳しい情勢にある中、予算規模も非常に大きく構

成市町村にとっても大きな負担となります。

圏域住民ニーズと社会情勢を見極めながら、慎重かつ効率的、効果的な施設整備でなければならないと考えます。

以上のことから、次のことについて伺います。

1、単独運用と共同運用におけるおのおのの想定財源の内容と優位性について。

2、単独運用と共同運用のメリット、デメリット比較と優位性について。

3、圏域住民ニーズ視点からの必要性和優位性について。

次に、久慈消防署の立地条件について伺います。

東日本大震災の津波によって未曾有の災害が発生し、多くの人命が失われました。その中には多数の消防防災関係者も含まれておりました。

現在の久慈消防署は、5メートル以上の津波による浸水が予想される場所に建てられていると、以前報道がありました。

消防防災の拠点ともいべき消防署の立地としては、極めて不安であります。

また、地球温暖化の影響から、異常気象による予想を超え多数の人命が失われる災害が頻発する近年であります。

災害対応の拠点が危険な区域にあってはならないと考えますが、連合長の所見を伺います。

○議長（佐々木栄幸君） 遠藤広域連合長。

○広域連合長（遠藤譲一君） 南一郎議員のご質問にお答えいたします。

最初に、新型コロナウイルス感染症対策についてお答えをいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症が消防業務に及ぼした影響についてであります。当広域連合消防本部が策定した新型インフルエンザ業務継続計画により、防火対象物査察や消防訓練、住民の参加する緊急講習会を延期や中止としたほか、総務省消防庁から示された標準感染予防策を職員へ周知徹底するとともに、救急隊活動用感染症対策資機材を整備したところであります。

また、可能な限り職員間の接触機会を減らし、職場内感染防止対策を徹底することにより、当広域連合消防職員の感染者は発生していないところであります。

今後におきましても、予想される第6波の襲来に備えて、関係機関との連絡体制を密にし、効率的で安全

な感染予防策の徹底を行い、久慈広域管内の消防業務に停滞を招くことのないよう、取り組んでまいります。

次に、消防指令業務共同運用化について、お答えをいたします。

まず、単独運用と共同運用における想定財源の内容と優位性についてであります。単独運用の場合における想定財源としては過疎対策事業債があり、活用した場合における実質負担は、整備事業費のおおむね6割の負担と捉えております。

また、共同運用の場合における想定財源といたしましては緊急防災・減災事業債があり、活用した場合における実質負担は、整備事業費のおおむね3割の負担と捉えており、共同運用に優位性があるものと認識しております。

次に、単独運用と共同運用のメリット、デメリットについてであります。メリットといたしましては、共有部分に係る費用の大幅な経費削減と財政負担の軽減を図ることができ、管轄区域の境界付近で災害があった場合、最も近い位置にいる隊が現場に出場し、迅速な対応が可能になるものと捉えております。

また、デメリットについてであります。通信指令員は県内それぞれの消防本部から派遣されるため、通報地域の土地勘が養われていない場合も考えられ、意思疎通に支障が出るのが想定されております。

また、管轄区域外の出場があることから、消防職員の負担が増えることが想定されるところであります。

次に、圏域住民ニーズ視点からの必要性和優位性についてであります。救急の集中時や連続火災などへ柔軟な対応ができ、市町村境界区域や地理的に隔離された地域には近隣の消防隊を出場させることにより、的確で迅速な対応が可能となり、消防指令業務の共同運用に参加することの優位性があり、住民サービスの向上につながるものと捉えております。

最後に、久慈消防署の立地条件に関する所見についてであります。令和2年9月に内閣府が公表いたしました、岩手県における日本海溝・千島海溝沿いの最大クラスの津波による浸水想定によりますと、当広域連合消防本部及び久慈消防署が置かれている久慈市防災センターでは、最大5メートル程度の津波が想定されており、津波浸水区域内にあることは承知しているところであります。

東日本大震災後に当広域連合消防本部で策定した久

慈広域連合地震・津波災害対応計画により、津波警報等の際、久慈市長内町平沢地区にある久慈地区空中消火等補給基地へ消防車両等を含めた消防署機能を移転し、消防業務を継続することとしているところであります。

また、久慈市防災センターは、構造的にも強固な施設であり、非常用発電設備も備えられていることから、現在2階部分に配置する消防本部機能は、必要に応じて3階部分に移すことで、情報収集及び活動の指揮命令拠点として機能し得るものとしております。

今後におきましても、現在の久慈市防災センターを拠点として、津波をはじめ、あらゆる災害において速やかに対応ができるよう万全を期してまいります。

以上で、南一郎議員に対する私からの答弁を終わります。

○議長（佐々木栄幸君） 再質問を許します。

6番、南一郎君。

○6番（南一郎君） 丁寧な答弁をいただきました。ありがとうございました。

再質問ですが、この消防業務、救急業務等において、報道等によると、収容先の確保が難しいというふうな事例も結構あったようにありますが、そのことについてのそういう事例というものは、結構感染症の複数の発生事例もあったようではありますが、その際の対応についての支障とか、そういうことはなかったのか、まず1つ伺いたいと思います。

○議長（佐々木栄幸君） 中屋敷消防次長。

○消防次長（中屋敷亨君） ただいまのご質問に対して、ご説明いたします。

収容先は全て久慈病院ということで対応しておりました。さらに申し上げますと、実際現場からコロナ感染症として疑いの患者さんは多数ございましたが、実際検査の結果、コロナの感染者であったと、陽性であったという案件は、1件のみでありました。そのほか、病院間の移送は2件ほどしておりますが、現場からの搬送は1件ということで、収容先が見つからないとか、そういった案件は1件もございませんでした。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 6番、南一郎君。

○6番（南一郎君） 了解しました。

検証結果を、検証を糧して、次の第6波が来ないとも限りません。ということで、活動に生かしていただ

きたいというふうに考えます。

次に、消防指令業務の共同運用化についてですが、審査意見書、一般会計等の歳入歳出決算書の中にありますが、その単年度収支ということになりますと赤字ということが、767万931円となっております。このような、単年度収支が赤字になるような広域市町村、広域圏の収支結果だと思うのですが、この共同無線業務運用化に係る返済というんですか、丁寧な回答をいただきましたのでほぼ了解しましたが、結果的に構成市町村の負担する、規模の大きい負担があるわけです。そのほかにも大きな負担のある事業がまだ続いているということで、その返済とかいうふうなところに非常に大きな負担が、重くなってくのではないかというふうに考えるのですが、その辺について1つ伺います。

○議長（佐々木栄幸君） 大粒来消防長。

○消防長（大粒来輝行君） ただいまのご質問についてでございますが、消防本部もこのような大きな14億円余りの事業をするに当たりまして、本当に内容については精査しまして、財政面、サービス面、様々な面で検討してまいりました。南議員のご指摘のとおり、各構成市町村の負担も大分大きくなるということは重々承知しております。

それで、まず第1に考えているのが、今までのサービスが継続してできるということが第1点。次に、プラスして新たなサービス。そして次に、近隣消防本部との協力、県内消防本部との協力ができるという大きなメリットがございまして、そのほかに一括で、消防無線と指令センターの一括更新によりまして、大きな財政的にもメリットがあるということで、この3点、4点のメリットで市町村にご負担をかけないように、しかも住民の利益を損なわないようにということで、このような選択をさせていただいております。ご理解をお願いいたします。

○議長（佐々木栄幸君） 6番、南一郎君。

○6番（南一郎君） 了解です。

ただ、この単独と共同運用ということでの比較だったのですが、まず単独というんですか、先ほどの説明の中に予算を絞って効果的などということで、メリット、デメリットをいただいたのですが、その14億という金額で、以外の方法がないのかなというふうにも考えたりしますが、丁寧かつ慎重な。経営状態を圧迫し過ぎる。予算規模的には、し過ぎるなど。本当に切実に感

じます。その辺について、メリット、デメリットはもう理解しましたけれども、本当にもう少し慎重に考えるべきところではないのかなというふうに心配されるところです。

それで1つ伺います。構成市町村との協議の中では、すんなりというんですか、経過状況も1つ、その2点について伺います。

○議長（佐々木栄幸君） 中屋敷消防次長。

○消防次長（中屋敷亨君） ご説明いたします。

構成市町村には丁寧な説明をして、その都度、枠組みが決まる場面とか、予算規模の場面とか、あと起債、財源の部分、そういった部分、あとは運用面の部分をしっかりとご説明をして、ご理解をいただいているところでございます。

加えまして、前回の全員協議会で説明申し上げたとおりの内容となっておりますので、これからも機会を捉えて、ぜひしっかりと説明していきたいと考えておりますので、ご理解よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 6番、南一郎君。

○6番（南一郎君） 了解しました。

この少子高齢化という情勢で財政が、他市町村というんですか、他の消防本部でも厳しいだろうと予想されます。この10の消防本部の中で、例えば1つでもやはり厳しいというふうになった場合には、対応はどのようになるものなのでしょうか、伺います。

○議長（佐々木栄幸君） 中屋敷消防次長。

○消防次長（中屋敷亨君） ご説明いたします。

従前からご説明してるとおり、今の段階はまだ交渉のテーブルに乗った段階でございます。この10の消防本部で、まず協議を進めようという段階で今話合いが進められている段階でございます。そして、今年度内に各消防本部において、地元の議会でご了承をいただくという手続になります。もし、その議会で了承いただけなかったと、協議会が設立できなかったということになれば、当然単独でもう一度整備を検討するとか、あるいはこの共同運用は10でなければならないとか、岩手県が1つでなければならないという条件はありませんので、2つ以上の消防本部が連携すれば同じような優位な財源が活用できるという内容でございますので、可能性の話になりますが、また近隣の消防本部と連携を考慮するとか、時間がない中でありますがそう

いったことの検討を、オプションとして検討はしているものであります。万が一の場合も想定はしております。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 6番、南一郎君。

○6番（南一郎君） この件については本当に、質問の中にもありましたけれども、慎重かつ効果的な、言葉は悪いですが潰れないような運営をしていただきたいというふうに考えるところであります。ありがとうございました。

次ですが、消防署の立地条件について伺います。

5メートルという総務省のデータの中にあるんですが、1メートルでも消防、防災活動は、道路に1メートルの水が浸入しただけでも、考えられるのは非番員が参集する、または住民が避難する。もう単独では不可能なぐらいの状況だと思われま。なので、5メートルというのはもう、1点が大丈夫でも全体はもうほぼ使えない状況だろうと思われま。なので、市役所も防災の拠点となる消防署も、両方とも危ない状況の場所にあるというのは、本当に将来的には考えていかなければならないのではないかとこのように切実に考えておりますので、その辺についていま一度お願いたします。

○議長（佐々木栄幸君） 大粒来消防長。

○消防長（大粒来輝行君） 南議員のご指摘のとおり、浸水区域にありまして、災害直後はもう活動できない。これはどこの場所、高台にあっても実際は活動できないような状態になってくると想定しております。

実際、現在東日本大震災で被害を受けた消防庁舎、あるいは40年以上経過した消防庁舎、あるいは耐震基準を満たしていない消防庁舎のみが今新しくなっているような状況で、全国でも消防本部の庁舎、306庁舎42.1%、指令センターの建物、290か所、44.3%、消防署所、分署も含めた署所ですが、1,671か所、34.7%が浸水地域になっているということで、なかなかすぐには改善できないとは考えておりますけれども、本当に今後建設に当たるにしましても、用地の問題、あまりにも中心街から外れてしましますと、今度は一般の救急とかで時間が遅くなるというような可能性もありますし、またそれに伴うアクセス道路とか様々な問題もござい。そして、何より財政面もござい。で、久慈消防署の庁舎はまだ22年ということで、あと

RC構造でございますので50年ぐらいは耐用年数がございまして、あと半分、28年程度は津波対策も講じながら使っていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 遠藤広域連合長。

○広域連合長（遠藤譲一君） 昨年の9月に内閣府から公表されました数値でございますけれども、前提条件としては、東日本大震災以降、整備した防潮堤とかそういったものが全て破壊されるという条件の下で、久慈市につきましては、久慈市役所5.3メートル浸水するという話がございました。その後、内閣府で再度検討もいたしまして、久慈市の場合は、湾口防波堤の整備が今進んで70%を超えてるんですが、これが機能したとすればという前提で考えると、久慈市役所は1.5メートルという数字が示されております。現在、岩手県におきまして、詳細な浸水のシミュレーションを行っているところでありまして、来年の春に公表されるものというふうにお聞きしておりますけれども、いずれにいたしましても、1.5メートル、ここまで浸水しますと消防本部も同じような状況になります。これでいいというふうにはなりません、それぞれ建て替えにつきましては、またその財源が必要になるということもございまして、県から示される予定のシミュレーション等を見ながら、将来的には財源確保をしてより安全な場所に消防本部、防災センター移転も当然検討していかねばならないと考えているところでございます。

○議長（佐々木栄幸君） 6番、南一郎君。

○6番（南一郎君） 一番心配されるのは、指揮系統が破壊されるというんですか、使えなくなるというようなことかなというふうに考えますが、例えば消防署の場合だったら電気が来なくなった場合の発電機というんですか、そういうふうな状況は大丈夫でしょうか。その辺についても。

○議長（佐々木栄幸君） 中屋敷消防次長。

○消防次長（中屋敷亨君） まずもって、今現在消防署の発電機が置いてある場所は2か所にありまして、1つは屋上です。屋上ですので、2階の屋根部分、そこに1つあります。あと、屋外に通信指令用の発電機が1つございます。それも高さは5メートルまではいきませんが、通常、震災の従前は2メートル想定でしたので、2メートルを超える高さの位置に発電機は2

つ置いております。ですので、今回内閣府の想定は2メートルから5メートルという津波ですが、屋外の発電機についてはそれ以上になれば使えませんが、屋上のものは十分活用できると考えておりますので、通信指令といえますか、指揮命令系統は維持できると考えております。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 6番、南一郎君。

○6番（南一郎君） ありがとうございます。

予想をはるかに超える災害が、今後必ずといっていいほど来るだろうという予想の下に、こういう防災体制はつくっていかねばならないと思うので、1つずつ。ただ、財源のこともありますので強固には申しませんが、いずれその辺も加味した形で運営できるようにお願いしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 再質問を打ち切ります。

換気のため暫時休憩いたします。再開は11時10分とします。

午前11時06分 休憩

午前11時10分 再開

日程第5 認定第1号

○議長（佐々木栄幸君） 会議を開きます。

日程第5、認定第1号「令和2年度久慈広域連合一般会計歳入歳出決算」を議題といたします。

この際、審議方法についてお諮りいたします。審議は、歳入・歳出別に説明を受け、款ごとに質疑を行い、この質疑終了後に財産に関する調書についての説明を受け、審議を行うことにしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） ご異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。

なお、認定第2号に係る審議につきましても、同様の審議方法といたしますので、ご了承ください。

議員各位をお願いいたします。質疑の際は、ページ及び項目等を示し、簡潔をお願いいたします。

それでは、認定第1号の審議に入ります。

歳入、説明を求めます。

板垣総務企画課長。

○総務企画課長（板垣俊隆君） 認定第1号「令和2年度久慈広域連合一般会計歳入歳出決算」について、事項別明細書によりご説明申し上げます。

8ページ、9ページをご覧ください。

科目ごとに収入済額でご説明申し上げます。

1款分担金及び負担金、1項負担金であります。1目総務負担金は7,000万3,000円、2目介護保険負担金は10億2,829万7,000円、3目火葬負担金は3,195万9,000円、4目塵芥処理負担金は14億5,491万5,000円、5目し尿処理負担金は15億7,225万3,000円。

10ページ、11ページをご覧ください。

6目消防負担金は12億5,513万6,000円となっております。

次に、2款使用料及び手数料、1項使用料であります。1目保健衛生使用料は832万3,468円で、内訳は火葬場使用料829万2,000円、自動販売機設置使用料3万1,468円となっております。

2目その他財産使用料は、電柱等敷地使用料で、7万3,740円となっております。

2項手数料であります。1目清掃手数料は2億2,112万2,022円で、主な内訳でございますが、12ページ、13ページをご覧ください。ごみ取扱手数料2,224万1,711円、し尿取扱手数料1億9,449万9,765円、浄化槽汚泥処理手数料366万3,946円となっております。

2目消防手数料は106万7,500円で、内訳は危険物製造所等設置許可手数料39万9,000円、ほか4件であります。

3目その他手数料は8,000円で、内訳は火葬証明手数料640円、罹災証明手数料7,360円となっております。

次に、3款国庫支出金、1項国庫負担金であります。1目民生費負担金は5,192万1,960円となっております。

2目消防負担金は、収入はございません。

2項国庫補助金であります。1目衛生費補助金は5億4,585万8,000円で、内訳は循環型社会形成推進交付金5億4,208万5,000円。

14ページ、15ページをご覧ください。

廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金19万8,000円、廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金357万5,000円となっております。

次に、4款県支出金、1項県負担金であります。1目民生費負担金は2,596万980円となっております。

2目消費費負担金は、収入はございません。

次に、5款財産収入、1項財産運用収入であります。1目財産貸付収入は、旧伝染病隔離病舎貸付収入で585万234円となっております。2項財産売払収入であります。1目物品売払収入は2,699万143円で、主な内訳は、アルミ缶、紙類などの資源物売払収入2,522万2,243円、工事発注材売払いによる不用品等売払収入176万5,120円となっております。

次に、6款1項1目繰越金であります。前年度繰越金5億2,029万9,739円となっております。

16ページ、17ページをご覧ください。

次に、7款諸収入、1項1目広域連合預金利子であります。歳計現金に係る預金利子1万2,386円となっております。

2項1目雑入は1,537万5,034円で、内訳は警察消防直通電話料4万5,549円、私用電話料180円、ほか17件、1,532万9,305円あります。

次に、8款1項連合債、1目災害復旧債であります。現年災害は420万円で、内訳は事故繰越しによる現年発生補助災害復旧事業債69万3,000円、事故繰越しによる現年発生単独災害復旧事業債350万7,000円あります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木栄幸君） 1款分担金及び負担金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

2款使用料及び手数料、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

3款国庫支出金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

4款県支出金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

5款財産収入、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

6款繰越金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

7 款諸収入、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

8 款連合債、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

次に、歳出、説明を求めます。

板垣総務企画課長。

○総務企画課長（板垣俊隆君） 20ページ、21ページをご覧ください。

科目ごとに支出済額でご説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目議会費であります。63万8,913円で、主な内訳は、議員報酬45万9,000円となっております。

次に、2 款総務費、1 項総務管理費であります。1 目一般管理費は6,623万9,033円で、主な内訳は、職員給与費4,958万7,783円、総務管理経費374万6,472円。22ページ、23ページをご覧ください。

企画財務管理経費848万1,998円となっております。

24ページ、25ページをご覧ください。

2 項選挙費、1 目選挙管理委員会費であります。2万6,900円となっております。

3 項 1 目監査委員費は、24万7,986円となっております。

次に、3 款民生費、1 項 1 目介護保険費は11億716万849円で、内訳は職員給与費4,410万4,379円、介護保険特別会計介護総務費繰出金8,844万7,000円、介護保険特別会計介護給付費繰出金8億6,915万9,000円、介護保険特別会計低所得者保険料軽減繰出金1億545万470円となっております。

次に、4 款衛生費、1 項衛生総務費であります。1 目衛生総務管理費は4,611万244円で、主な内訳は、職員給与費3,449万9,326円。

26ページ、27ページをご覧ください。

衛生管理経費1,151万1,118円となっております。

2 項保健衛生費、1 目火葬衛生費は4,200万1,747円で、内訳は火葬場運営管理経費3,971万3,747円、火葬場施設補修費228万8,000円となっております。

28ページ、29ページをご覧ください。

3 項清掃費であります。1 目ごみ焼却処理費は16億1,001万9,133円で、主な内訳は、ごみ焼却場維持管理経費1億5,602万1,982円、ごみ焼却施設補修費5,728万2,500円、可燃ごみ収集経費7,210万3,689円、

ごみ焼却施設建設事業費13億2,414万2,362円となっております。

2 目粗大ごみ処理費は2億8,504万9,603円で、主な内訳は、粗大ごみ処理場維持管理経費4,710万8,880円。30ページ、31ページをご覧ください。

粗大ごみ処理場施設補修費2,243万5,380円、再資源化処理場維持管理経費8,305万4,763円。

32ページ、33ページをご覧ください。

資源物収集経費9,340万8,086円となっております。

3 目し尿処理費は22億5,408万5,627円で、主な内訳は、し尿処理場維持管理経費7,957万4,962円、汚泥再生処理センター整備・運営事業費4億513万1,540円、汚泥再生処理センター整備・運営事業費繰越明許費分14億7,803万9,728円。

34ページ、35ページをご覧ください。

し尿収集経費2億8,943万6,397円となっております。

次に、5 款 1 項消防費であります。1 目消防本部費は2億2,608万8,199円で、主な内訳は、職員給与費1億3,587万7,755円、職員被服貸与経費1,415万8,141円、消防本部防火衣整備経費853万500円。

36ページ、37ページをご覧ください。

通信指令業務経費5,139万8,835円となっております。

38ページ、39ページをご覧ください。

2 目署所管理運営費は10億3,422万9,441円で、主な内訳は、職員給与費9億5,966万2,726円、総務管理経費久慈消防署分2,567万823円。

40ページ、41ページをご覧ください。

消防業務経費久慈消防署分1,376万1,104円、車両管理経費久慈消防署分1,143万2,210円となっております。

44ページ、45ページをご覧ください。

3 目消防施設整備費は1,129万8,100円で、内訳は署所施設整備経費久慈消防署分805万2,000円、署所施設整備経費洋野消防署分324万6,100円となっております。

6 款 1 項公債費であります。1 目元金は地方債元金償還金1,211万4,863円、2 目利子は地方債利子償還金103万5,500円となっております。

46ページ、47ページをご覧ください。

7 款 1 項 1 目予備費であります。予備費からの充用はございません。

8 款災害復旧費、1 項 1 目衛生施設災害復旧費であります。699万3,800円で、内訳は現年発生単独災害復旧事業費事故繰越し分352万8,545円、現年発生補助

災害復旧事業費事故繰越し分346万5,255円となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木栄幸君） 歳出、1款議会費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

2款総務費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

3款民生費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

4款衛生費、質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） 4款ですが、4款の火葬衛生費に関連するかと思うんですけども、火葬場が夏井町に移ってからかなりたつんですけど、待合室にテレビがあって見てるんですけど、BSのアンテナがないんだけど、これはどこで設置することになってるのか。あの施設全体は委託してるんですけど、ああいった施設等も広域連合で設備して、それも含めて委託をしてることになるのか、その辺が分からなかったの、お知らせください。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） 先ほどの火葬場のご質問でございますけども、まず運営については指定管理ということで運営をお願いしてるものでございますので、そちらの受信料等についてはそちらの運営側で支払いをしております。

ただ、整備については、連合で整備をしたり、その指定管理の中で整備ができる部分は整備をするということになっておりますけども、新たに整備をしなければならないものについては、連合で整備をしなければならないものと考えております。

また、そのBSの受信については、アンテナが設置をしていないということで、今受信をするときにその配線で受信ができるかどうか、そちらも調査をしながら設置について検討はしたいと考えております。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） 私はかなり回数行くほうですけど、ついてるかと思ってずっと思ってたんですよ

ね。たまたまこの間、見ているとBSはついてませんよという説明があったんです。じゃあ、その指定管理者で何とかありませんかという話を、即答が返ってこなかったんですね。今の答弁だと、やはり新たな施設となりますと、連合できちんと予算化してBSのアンテナの設置をして、運営について、受信料については指定管理者で対応するという形になろうかと思えます。いずれ、今の時代BSがないということはやはり、必要な情報網なので、2時間あそこにはなければならぬので、そういった点では設備を整えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） BS受信につきましては、利用者の方から何件か見られないかというような問合せはあったようです。こちらとしても、まずそちらの見られるような形で整備を考えていきたいと考えております。

○議長（佐々木栄幸君） 8番、下館岩吉君。

○8番（下館岩吉君） 32ページの粗大ごみの処理費というところで、資源ごみ収集委託料、これには1円にもならないということでしょうか。全額、資源ごみですから、売払代金とかというのも発生するかと思われませんが、そういった点はこういったものでしょうか。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） こちらの資源ごみ収集委託料ということで、そちらの資源ごみで収集されたものについては、歳入の5款財産の売払収入、そちらで収入を得ております。

○議長（佐々木栄幸君） 11番、黒沼繁樹君。

○11番（黒沼繁樹君） 31ページの粗大ごみ最終処分場の件でお尋ねいたします。

今の最終処分場は、あと何年ぐらいで満杯になる予定といたしますか、計画をしまして、それに対しまして延命化といたしますか、策というのはどのようなことを考えてらっしゃるのか教えてください。

それともう一つは、次のページのし尿処理場、夏井の今度終わる跡地利用は、どのように考えてらっしゃるのかも教えてください。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） まず、最終処分場の延命につきましてですけども、延命をしない場合、あ

と3年ぐらいで処理が終了する、埋立てが終了になるということで今延命を考えております。

今年度、その部分の延命をするのに、一番費用がかからなくて延命の年数が長いものとしてかさ上げという工法を今検討しております。地盤の調査を行いまして、その調査結果で、まずかさ上げをしても問題がなさそうだとということで学識者の意見等もいただいておりますので、そちらを検討していきたいと考えております。

かさ上げについては、来年度実施設計をして、令和5年度かさ上げ工事をするというので、かさ上げをした場合、6年ぐらい延命できるということで、トータル今後10年ぐらいは延命をできるものと考えております。

あと、し尿処理場の跡地利用ということでございますけれども、まず来年度取壊しの実設計をして、再来年以降にまず取壊しをするということで、跡地利用についてはまだ考えてはいないような状況でございます。

○議長（佐々木栄幸君） 11番、黒沼繁樹君。

○11番（黒沼繁樹君） 最終処分場のハード面で、かさ上げをして6年というのは分かりました。何かソフト面で、こうやって搬出する、処分場に搬入する量を減らそうとか、そういうふうな策も教えていただきたいと思っております。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） 最終処分場の埋立ての量でございますけれども、まず各市町村でごみの削減とかリサイクル率を向上させるために取り組んでおります。連合といたしましても、市町村と協力しながら埋立てをする量を減らすよう努力してまいりたいと考えております。

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

5款消防費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

6款交際費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

7款予備費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

8款災害復旧費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

次に、財産に関する調書の説明を求めます。

板垣総務企画課長。

○総務企画課長（板垣俊隆君） 86ページ、87ページをご覧ください。

財産に関する調書について、ご説明申し上げます。

1 公有財産（1）土地及び建物（総括）についてありますが、まず、土地について、汚泥再生処理センター建設工事に伴い土地を買い上げたことにより、84平方メートルの増となり、決算年度末現在高の合計は16万1,411平方メートルとなっております。

次に、建物であります。決算年度中の増減はなく、決算年度末現在高の合計は1万394平方メートルとなっております。

次に、88ページ、89ページをご覧ください。

2 物品は、取得価格が80万円以上の重要物品の決算年度中の増減高を表したものであります。

決算年度中におきまして、オゾン水生成装置3点の増といたしまして、決算年度末現在高は73点となっております。

最後に、3基金について、ご説明申し上げます。

（1）介護給付費準備基金であります。5,794万2,000円を積み立て、4,319万7,000円を取り崩し、合わせて1,474万5,000円の増額となり、決算年度末現在高は2億9,526万8,000円となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

次に討論であります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

認定第1号「令和2年度久慈広域連合一般会計歳入歳出決算」について、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（佐々木栄幸君） 賛成全員であります。

よって、認定第1号は認定することに決定いたしました。

~~~~~

## 日程第6 認定第2号

### ○議長（佐々木栄幸君） 日程第6、認定第2号

「令和2年度久慈広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算」を議題といたします。

歳入、説明を求めます。

橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） 認定第2号「令和2年度久慈広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算」について、事項別明細書によりご説明申し上げます。

56ページ、57ページをお開き願います。

科目ごとに収入済額でご説明を申し上げます。

歳入、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料であります。収入済額は12億5,235万4,090円。収納率は98.37%となっております。

この内訳であります。1節現年度分特別徴収保険料は、11億5,528万6,880円となっております。

2節現年度分普通徴収保険料は、9,469万7,720円、収納率は92.86%で、前年比1.63ポイントの増となっております。

3節滞納繰越分普通徴収保険料は、236万9,490円、収納率は14.84%で、前年度比0.53ポイントの減となっております。

なお、不納欠損額は637万860円となっております。

次に、2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料であります。9万5,900円あります。

次に、3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金は、介護保険法に基づく保険給付費に要する費用の国の負担分であり、11億2,876万7,527円となっております。

2項国庫補助金、1目調整交付金は、保険者間における介護保険の財政力格差を調整するため交付されるものであり、5億226万8,000円となっております。

2目地域支援事業交付金は、介護予防事業等の地域支援事業に対する交付金で、1億3,972万6,485円となっております。

58ページ、59ページをお開き願います。

3目介護保険事業費補助金は、介護保険システム改修に対する補助金で、243万2,000円となっております。

4目介護保険災害臨時特例補助金は、令和元年台風第19号に係る利用者負担の減免に対する補助金で、13万2,000円となっております。

5目保険者機能強化推進交付金は、高齢者の自立支

援・重度化防止等に関する取組を支援する交付金で、999万8,000円となっております。

6目介護保険保険者努力支援交付金は、高齢者の介護予防・健康づくり等に関する取組を支援する交付金で、1,050万8,000円となっております。

次に、4款1項支払基金交付金は、保険給付及び地域支援事業に要する費用の第2号被保険者負担分であり、17億7,958万8,668円となっております。

60ページ、61ページをお開き願います。

次に、5款県支出金、1項県負担金は9億5,619万466円となっております。

2項財政安定化基金支出金は、令和2年度はございませんでした。

3項県補助金、1目低所得者利用対策交付金は、令和2年度はございませんでした。

2目地域支援事業交付金は、6,388万7,106円となっております。

3目介護保険サービス利用者負担額特例措置支援事業費補助金は、297万9,000円となっております。

6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金は、介護給付費準備基金の運用利子であり、7万4,782円となっております。

62ページ、63ページをお開き願います。

次に、7款繰入金、1項1目一般会計繰入金は10億6,305万6,470円で、これは各市町村からの負担金のうち、保険給付費、地域支援事業費及び事務分を、一般会計から特別会計へ繰り入れたものであります。

2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金は、4,319万7,000円となっております。

8款1項1目繰越金は、令和元年度からの繰越金で、1億4,738万7,876円となっております。

9款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目第1号被保険者延滞金は、第1号被保険者に係る延滞金で、11万6,700円となっております。

2項雑入、1目第三者納付金は286万8,466円。

64ページ、65ページをお開き願います。

2目返納金はございませんでした。3目雑入は、生活保護受給者に係る要介護状態等の審査判定委託料7万3,620円となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木栄幸君） この際、昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午前11時43分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~

○議長（佐々木栄幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

歳入、1款保険料、質疑を許します。

5番、信田義朋君。

○5番（信田義朋君） 1款の中に不納欠損額がございますけれども、内訳とすれば、滞納繰越分の普通徴収保険料ということのようです。普通徴収ということで、普通徴収はどういう方法なのかということと、それから不納欠損額が637万ほどになってるわけですが、対前年比でほぼ似たような金額、元年度においても600万を超える不納欠損が生じてるということのようですが、この不納欠損をできるだけ減らすという方策は、どのような方策を取っているのか伺います。

○議長（佐々木栄幸君） 橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） まず、普通徴収の方法ということで、普通徴収というのは、特別徴収は年金等から直接引かれてくるものでございまして、普通徴収は一旦自分のところから、手元から払ってやるのが普通徴収になります。

まず、65歳になってすぐの場合とか、まだ特別徴収にならない場合、あと特別徴収から一旦何かの事由で金額が多くなったり少なくなったりした場合、そのときに一旦普通徴収に変わるということになっております。金額的には18万未満であれば、もう既にこれは年金の額が18万以下であれば普通徴収になるということに決まっております。未満であれば、ということになっております。

そして、収納対策の強化ということで、未収金対策、不納欠損額を減らす方法ということで、これまでも構成市町村と連携を図りながらいろいろ未納対策、収納対策等を行ってまいりました。どうしても昨年度コロナによっていろいろ対面でございますか、直接収納に歩けないということで、電話による督促ということでいろいろやって、結構金額的には対前年比何とかといえますか、同じぐらいにした、同じぐらいとか減らそうとはしたんですけども、結局は前回と同じぐらいになったと。これは、介護保険の事業計画によりま

して金額が上がったというのもございましたけども、件数とか人数等はかなり減らしたといえますか、減ってはきてるんですけども、いかんせん金額的には減らなかったということで、それで今進めている最中なのは、保険料の納付等十分な収入、資産等があるにもかかわらず、なお保険料を納めない納付義務者等につきましては、介護保険法の144条、これは滞納処分ですけども、それと地方自治法の第231条、これも滞納処分の関係ですけども、あと国税徴収法、これの滞納処分の例によって適正に、要は滞納処分を行うということで進めております。それで金額等といえますか、どういう方とということ今調査の段階に入っております。銀行預金の調査とか、そういうふうのを今進めている最中でございます。まだ何人それで差押えするとかしないとかというのは、まだ何とも申し上げられないんですけども、まずいずれそういう方向で今進めております。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 5番、信田義朋君。

○5番（信田義朋君） いずれ滞納してる方が逃げ得にならないような方策を考えていただきたいということ、本当に大変な家計が苦しくてとても保険料も払えない、生活が苦しいんだというような方の中にはあるのかなとは思いますが、そういう方々に対するきちっとしたケアもしながら、この不能額の解消というもの、やはり事業者としてきちっと進めていただきたいという要望といえますか、お願いをして終わります。

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

2款使用料及び手数料、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

3款国庫支出金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

4款支払基金交付金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

5款県支出金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

6款財産収入、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

7 款繰入金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

8 款繰越金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

9 款諸収入、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

次に、歳出、説明を求めます。

橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） それでは、歳出の説明を行います。

68ページ、69ページをお開き願います。

科目ごとに支出済額でご説明申し上げます。

1 款介護総務費、1 項介護総務管理費、1 目一般管理費は、介護保険に係る一般管理経費で、4,081万3,987円となっております。

2 項徴収費は、収納事務に係る印刷経費等で、117万6,089円となっております。

3 項介護認定審査会費は、要介護、要支援の審査判定業務に係る経費で、4,348万8,369円となっております。

70ページ、71ページをお開き願います。

4 項趣旨普及費は、介護保険制度の周知、啓発に係る経費で、268万7,850円となっております。

次に、2 款保険給付費は、支出済額が63億6,949万8,602円で、前年度比較、1 億8,082万4,744円、2.92%の増であります。

1 項介護サービス等諸費は、要介護1 から要介護5 までの認定者に係る給付費で、56億9,610万4,917円となっております。

1 目居宅介護サービス給付費から、10 目特例居宅介護サービス計画給付費までとなります。

74ページ、75ページをお開き願います。

2 項介護予防サービス等諸費は、要支援1、2 の認定者に係る給付費で、1 億1,714万9,189円となっております。

1 目介護予防サービス給付費から、8 目特例介護予防サービス計画給付費までとなります。

76ページ、77ページをお開き願います。

3 項その他諸費は、岩手県国保連合会に支払う審査支払手数料で、483万3,570円となっております。

4 項高額介護サービス等費は、利用者の自己負担分について、所得状況に応じ一定の上限額を超えた分を給付するものであり、1 億6,708万1,642円となっております。

5 項高額医療合算介護サービス等費は、介護保険と医療保険の負担合計額について、所得状況に応じ一定の上限額を超えた分を給付するものであり、910万1,319円となっております。

78ページ、79ページをお開き願います。

6 項特定入所者介護サービス等費は、住民税非課税等の低所得者に対する食費・居住費の負担が限度額を超えた分を給付するものであり、3 億7,522万7,965円となっております。

7 項その他のサービス等費は、障害者ホームヘルプサービスを利用して低所得者に係る負担軽減分の給付費であります。支出はございませんでした。

3 款地域支援事業費は、総合事業のサービス給付費及び管内各市町村が設置している地域包括支援センターに対する事業の委託料等で、4 億1,979万139円、前年度比較、1,416万5,486円、3.26%の減であります。

1 項介護予防・生活支援サービス事業費は、総合事業のサービス給付費等で、1 億8,992万7,580円となっております。

80ページ、81ページをお開き願います。

2 項一般介護予防事業費は、総合事業開始後の旧介護予防事業移行分の委託料で、5,988万3,928円となっております。

3 項包括的支援事業・任意事業費は、地域包括支援センターの運営費及び在宅医療・介護連携推進事業などの委託料で、1 億6,915万461円となっております。

4 項その他諸費は、岩手県国保連合会に支払う総合事業分の審査支払手数料で、82万8,170円となっております。

4 款基金積立金は、介護給付費準備基金積立金で、5,794万1,918円となっております。

82ページ、83ページをお開き願います。

5 款諸支出金は、過年度分に係る第1号被保険者への保険料還付金及び国・県支出金の前年度精算に係る返還金等で、3,150万2,716円となっております。

6 款予備費であります。予備費からの充用はございませんでした。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木栄幸君） 歳出、1 款介護総務費、質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） 確か会計年度任用職員制度が、この年度から始まったというふうに認識をしておりますが、以前介護事務に関わっている4人の方がいらしたんですが、その方々の給料改善がどの程度、令和元年と比較して令和2年度では確か諸手当というかボーナス等も出たというふうに、出るということに変わったはずですけども、年額で1人当たりどういう改善がなされたのか、お聞かせください。

○議長（佐々木栄幸君） 橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） 給料月額で8,000円ぐらいの増になっております。そして、手当につきましては、1人当たり30万円程度の増になっているとされます。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） 今、答弁にあったぐらいの改善かと思うんですけど、いずれそういった改善をすべきだということでそういったときにできた関係で今回なったけども、それにしても、私もこの制度が始まったときいい面もあるなど、いいことだなというふうに最初認識した経緯はあったんですけど、ただよく考えてみると、本採用につながらないし年数も限られているということで、まさに継続して、職員として経験を重ねて、さらにキャリアアップしていくということになかなかつながりにくいような制度だなというふうな気がいたします。まだ1年、今年2年目ですけども、そういった点でまた危惧してるんですけども、この点については今後私も勉強していきたいというふうに思っております。

それから、次は1の3の2、認定調査費等のところになるかと思いますが、実はこの主要な施策の成果を説明する中の4ページですけど、令和2年度における審査判定結果ですけど、令和元年度は3,243件、2年度は2,249件で、30.7%の減というふうになってるんですよ。この過去5年間を見ても全て3,000代になってる中で、この令和2年度に2,249件まで減った理由

というか、その原因ということをお聞かせください。

○議長（佐々木栄幸君） 橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） この審査判定件数でございますけども、平成30年4月1日から更新申請による認定の有効期間が最大36か月、3年に延長が可能となったことから、2年度につきましては大幅に減ったというところでございます。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） そうすると、それが次また元に戻る、3,000代ということが出てくるということですかね。今、私どもは70になりますけど、いずれ団塊の世代が増えていく中で、この件数については増えていくというのが自然の現象だと思うんですが、そういう見通しについては、いかがでしょうか。

○議長（佐々木栄幸君） 橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） 今はといたしますか、30年から36か月まで延長が可能となったところでございますが、今年度からこれがさらに48か月まで延長が可能となっておりますことから、来年度、再来年度におきましても極端には伸びないのではないかとこのように思っております。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） 71ページのこの説明欄で、1の3の2のところの主治医意見書作成手数料1,034万9,347円とあるんですけど、これはこの審査判定の関係の数字がここに出てきてるのか、ここと一切関係がないのか、その関わり。しかも、この審査判定費用というのは、非該当とか支援度が介護1、2、3、4、5とあって、この種類によって費用が違ってくるのか、その辺も含めて教えてください。

○議長（佐々木栄幸君） 橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） 先ほどの審査判定件数のところでもありますけども、令和元年度と令和2年度の差ですけども、これが審査意見書、主治医の意見書の作成状況とほぼ同一、一緒になってくるんですけども、これぐらいに。審査判定を受ける際に、この主治医の意見書が必要になってくることから、同じぐらいの数字になってくるというふうになっておりますので、ご理解願います。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

2 款保険給付費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

3 款地域支援事業費、質疑を許します。

1 番、大上智君。

○1 番（大上智君） 80ページの3 款地域支援事業費、3 項12節委託料のところですけども、説明する書類の6 ページを見ますと各市町村で、広域の各市町村で事業にばらつきがあるようですけども、これは各市町村の推進の違いとか、どの事業に力を入れているかというので、こういうふうな市町村でばらつきの金額になっているわけですか。

それからもう1 点ですけども、4 ページのその説明する文書の6 ページの1 番上、家族介護支援事業、これの主な使い道というか、どういうふうな使い方をしているか、どういうふうなあれで使われているかというのをご説明願います。

○議長（佐々木栄幸君） 橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） 予算のばらつきと申しますか、これは各市町村の体制がそもそも違いますので、それによって事業の大小と申しますか、多い少ないは当然出てまいりますので、それによるばらつきというふうにご理解いただければいいかと思えます。

あと、家族介護につきましては、各市町村での事業となりますけども、少しお待ちください、すみません。家族介護教室の開催とか、認知症高齢者の見守り事業とか、介護継続支援事業とか、そういうふうな事業を行うというものでございます。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

4 款基金積立金、質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） この決算における積立によって、最終的なこの決算年度末における積立金の額をお聞かせください。

○議長（佐々木栄幸君） 橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） 2 年度末の決算年度末の残高は、2 億9,526万8,417円となっております。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

5 款諸支出金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

6 款予備費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

次に討論であります、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

認定第2号「令和2年度久慈広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算」について、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（佐々木栄幸君） 起立全員であります。

よって、認定第2号は認定することに決定いたしました。

~~~~~

## 日程第7 議案第1号

○議長（佐々木栄幸君） 日程第7、議案第1号「令和3年度久慈広域連合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

この際、審議方法についてお諮りいたします。審議は歳入・歳出別に説明を受け、款ごとに質疑を行い、審議を行うことにしたいと思えますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、議案第2号に係る審議につきましても同様の審議方法といたしますので、ご了承願います。

第1条歳入歳出予算の補正、歳入、説明を求めます。

板垣総務企画課長。

○総務企画課長（板垣俊隆君） 議案第1号「令和3年度久慈広域連合一般会計補正予算（第1号）」について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明申し上げます。

8 ページ、9 ページをお開き願います。

歳入、1 款分担金及び負担金、1 項負担金であります。前年度繰越金の市町村負担金への充当などにより、1 目総務負担金は、1,191万5,000円の減、2 目介護保険負担金は、4,729万7,000円の減、3 目火葬負担金は、35万9,000円の減、4 目塵芥処理負担金は、



1,889万3,000円の減、5目し尿処理負担金は、2,667万7,000円の減、6目消防負担金は、2,682万2,000円の減、この項は合わせて1億3,196万3,000円の減額を計上いたしました。

なお、市町村ごとの負担金の増減であります、14ページをご覧ください。

市町村負担金賦課表の右下、比較の合計欄になります。久慈市7,210万1,000円の減、洋野町3,964万6,000円の減、野田村1,057万5,000円の減、普代村964万1,000円の減となっております。

それでは前に戻っていただきまして、8ページ、9ページをお開き願います。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費負担金であります、低所得者保険料軽減負担金55万5,000円の減額を計上いたしました。

10ページ、11ページをお開き願います。

4款県支出金、1項県負担金、1目民生費負担金であります、低所得者保険料軽減負担金27万7,000円の減額を計上いたしました。

6款1項1目繰越金であります、前年度繰越金9,243万7,000円の増額を計上いたしました。

以上で説明を終わります。

**○議長（佐々木栄幸君）** 歳入、1款分担金及び負担金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

3款国庫支出金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

4款県支出金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

6款繰越金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

次に、歳出、説明を求めます。

板垣総務企画課長。

**○総務企画課長（板垣俊隆君）** 次に歳出であります、12ページ、13ページをお開き願います。

歳出、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費であります、総務管理経費48万4,000円の増額を計上いたしました。

3款民生費、1項1目介護保険費であります、介護保険特別会計介護総務費繰出金1,580万4,000円の減、介護保険特別会計介護給付費繰出金3,135万1,000円の減、介護保険特別会計低所得者保険料軽減繰出金114万5,000円の減、合わせて4,830万円の減額を計上いたしました。

5款1項消防費であります、1目消防本部費は岩手県消防指令センター共同化業務経費198万3,000円の増、岩手県消防指令センター共同化業務負担金14万4,000円の増、合わせて212万7,000円の増額を計上いたしました。

2目署所管理運営費は、車両管理経費96万円の増額を計上いたしました。

3目消防施設整備費は、署所施設整備経費437万1,000円の増額を計上いたしました。

以上で説明を終わります。

**○議長（佐々木栄幸君）** 歳出、2款総務費、質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** これは補正予算だと思うんですが、補正予算で例えば今歳入との関わり、関わりますけど、連合と各市町村との資金の流れの関係が分からなくて聞くんですけど、例えば今分担金なんか減って、さっき1億3,000万円減するという、1億3,100万円減りますが、お金の流れというのは、減ったことによって返っていくのか、それとも次年度にそのまま残って行って相殺した形でお金がそのままになってるのか、どうなってるかお聞かせください。

**○議長（佐々木栄幸君）** 板垣総務企画課長。

**○総務企画課長（板垣俊隆君）** お金の流れということでございますけども、前年度の繰越金、これを翌年度の負担金と相殺することによって、現年分の負担金が減ることになっております。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

3款民生費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

5款消防費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐々木栄幸君）** 質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

次に、討論であります、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第1号「令和3年度久慈広域連合一般会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（佐々木栄幸君） 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第2号

○議長（佐々木栄幸君） 日程第8、議案第2号「令和3年度久慈広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

第1条歳入歳出予算の補正、歳入、説明を求めます。橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） 議案第2号「令和3年度久慈広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）」について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明申し上げます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料は、現年度分特別徴収保険料及び普通徴収保険料、合わせて464万7,000円の増額を計上いたしました。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、3目介護保険事業費補助金は、介護保険システム改修費補助金143万9,000円の増額を計上いたしました。

次に、4款1項支払基金交付金であります、1目介護給付費交付金は、現年度分介護給付費交付金1,309万円の減、2目地域支援事業支援交付金は、現年度分地域支援事業支援交付金295万4,000円の減、この項、合わせて1,604万4,000円の減額を計上いたしました。

次に、7款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、介護総務費繰入金1,580万4,000円の減、介護給付費繰入金3,135万1,000円の減、低所得者保険料軽減繰入金114万5,000円の減、この項、合わせて4,830万円の減額を計上いたしました。

次に、7款繰入金、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金は、準備基金繰入金353万8,000円の

減額を計上いたしました。

次に、8款1項1目繰越金は、前年度繰越金1億3,598万1,000円の増額を計上しました。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木栄幸君） 歳入、1款保険料、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

3款国庫支出金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

4款支払基金交付金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

7款繰入金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

8款繰越金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

次に、歳出、説明を求めます。

橋本介護保険課長。

○介護保険課長（橋本藤雄君） それでは、歳出についてご説明いたします。

10ページ、11ページをお開き願います。

歳出、1款介護総務費、1項介護総務管理費、1目一般管理費は、財源更正のため、補正額の増減はありません。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、5目施設介護サービス給付費は、財源更正のため、補正額の増減はありません。

3款地域支援事業費、1項1目介護予防・生活支援サービス事業費は、財源更正のため、補正額の増減はありません。

4款1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金は、5,483万4,000円の増額を計上いたしました。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金であります、1目第1号被保険者保険料還付金は、第1号被保険者保険料還付金10万1,000円の増、2目償還金は、国、県への前年度保険給付費負担金の精算返還金1,925万円の増、この項、合わせて1,935万1,000円の増額を計上いたしました。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木栄幸君） 歳出、1款介護総務費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

2款保険給付費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

3款地域支援事業費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

4款基金積立金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

5款諸支出金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第2号「令和3年度久慈広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（佐々木栄幸君） 起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### 日程第9 議案第3号

○議長（佐々木栄幸君） 日程第9、議案第3号「個人情報保護条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

板垣総務企画課長。

○総務企画課長（板垣俊隆君） 議案第3号「個人情報保護条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことにより、個人情報保護条例で引用する条項にずれが生じたこと、及びデジタル

庁設置法の施行に伴い、情報ネットワークシステムの所管が総務大臣から内閣総理大臣に変更となったことにより、所要の整備をしようとするものであります。

条例の施行期日は、公布の日からとしようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木栄幸君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） 今説明があったように、デジタル関連法が施行されたことから、この条例の改正が出たということでございます。

このデジタル庁設置法ですけれども、主任大臣を内閣総理大臣にして、さらに事務統括をするデジタル大臣を置くということになります。デジタル大臣には、関係行政機関の長に対する勧告権等を規定します。それから、デジタル監を置くこと。これは、事務次官クラスの特別職を置くということです。しかも、このデジタル監は民間出身を当てるということで、発足時の人員は約500人で、そのうち100人以上を民間からの非常勤職員として採用するという形になっております。まさに、特定企業につながった職員が配置されるということで、官民の癒着が広がるおそれがあるというふうには指摘されておりますが、どのような認識を現時点でお持ちなのか。いわゆる準則で国から下りてきて、それに従って提案したというだけのことなのか、その辺をお聞かせください。

○議長（佐々木栄幸君） 板垣総務企画課長。

○総務企画課長（板垣俊隆君） デジタル改革は、流通するデータの多様化と大容量化が進展してデータの活用が不可欠とか、新型コロナウイルス対応においてデジタル遅れが顕在化したということにおいて、デジタル化を進めなければならないということで、この関連法案が整備された。その中で、デジタル庁を設置して、内閣総理大臣を長として強力な総合調整機能を有する組織として重要法案を整備していったものでありますけれども、いずれ国が定めた法律に従って、ガイドラインに従って私たちは進めていかなければならないと思いますので、すみません、認識はその程度であります。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） これは非常に、国の法律だ

から地方の職員が関心を持たなくていいということではなくて、大いに関心を持たないと駄目だし、私も一般質問で出そうとしましたら、なかなか難しいということで、今回一般質問まで行きませんでしたので、あえてここで質問したわけです。

実は、ここに「デジタル・ファシズム 日本の資産と主権が消える」という本が、NHK出版から出たんですよ。私が危惧していることがここに書いてあるんですけど、例えば具体的に政府が狙われる、マネーが狙われる、教育が狙われるという3部構成で、政府共通プラットフォームへのアマゾンウェブサービスの採用、それからスーパーシティへのGAF Aだったっけな、グーグル、アップル、フェイスブック、アマゾンをはじめとする米国IT企業や、ファーウェイなど中国のIT企業の参入によって行政の機密情報や個人情報が吸い取られてしまわないかということが指摘をされております。これが第1です。

それから第2に、スマホ決済やデジタルマネーで我々の個人情報が丸裸にされるばかりでなく、米国、中国のIT企業に通貨主権を追われてしまうのではないかという危機意識があるということ。

3つ目は、教育の分野であるコロナ禍でGIGAスクール構想が現実化し、児童にタブレット端末を配付するオンライン教育が推奨されているが、この著者である堤未果さんは「米国の教育ビジネスの実態に基づいて、教育のオンライン化と私企業の参入によって児童の考える能力が失われ、教師と児童との人間的つながりが破壊されることに警鐘を鳴らしてる」というふうに、この本にありました。

そういった意味では、本当に便利になることはいいんですけど、同時にそういった個人情報もそうですけど、知らないうちにみんな出ていってしまうと。行政の情報も出ていってしまうと。それがもうけにつながるというところに、私は問題があるというふうに思うので、そういった意味では、ぜひお互いに勉強しながら、少なくとも公務員は全体の奉仕者としての責務がありますから、そういった意味では、お互いに勉学に励んだり、議会はそういった意味では、職員が気がつかないことも私のほうが気がついて質問したりすることによって刺激し合って、職員も気がついて勉強することになるろうかと思っておりますので、そういった関係ができていけばいいと思っておりますので、議会あるいは

議員というのは、そういった意味では、議員は議員として勉強する機会を設けながらいろんなことを指摘していかなければならない立場にあるかと思っておりますので、今の状況について云々じゃなくて、やはり今後そういったことを大いに考えて仕事をしてほしいなという思いがありますが、そういった点でどういう思いを持ってるのかお聞かせください。

**○議長（佐々木栄幸君）** 上有谷事務局長。

**○事務局長（上有谷満君）** ただいまデジタル改革法、あと個人情報についてのご質問でございました。国、地方公共団体におきまして、個人情報の保有、管理、あとデータ活用の上においては、当然のことながら、個人情報は十分配慮して管理しなければならないと理解してございます。

そのため、今回、国では改正後の個人情報保護法において、独立規制機関でございます個人情報保護委員会なるものが、これまでの企業という範囲に加えまして国や行政機関なども増え、国全体として一元に管理、統括できるというふうに認識してございます。いずれ、これらを踏まえて国でも万全を期してまいっているとしますので、我々もいずれその地方公共団体としても条例等を通じまして情報保護については努めてまいりたいと思っておりますし、今議員からお話がありましたいろいろ我々事務局で至らない点等もあるかもしれませんので、今後ともご指導賜ればと思っております。

以上です。

**○議長（佐々木栄幸君）** 14番、城内仲悦君。最後です。

**○14番（城内仲悦君）** デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律という関連法が1つあります。これは、民間、行政機関、独立行政法人と別々に制定されてる3つの個人情報保護法制を統合し、対象に地方自治体、地方独立行政法人を加え、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化します。自治体は、国が示した解釈に従って制度の運用を求められ、条例を定めた際の個人情報保護委員会への届けなど、自治体の条例づくりに口を挟める仕組みを導入したということになってますので、本当に極めて大変な法律ができるということは指摘しておきます。

したがって、私はこの3号にはそういった危惧を感じるものですから、事務的な改正とはいえ反対をいたしますので、よろしく願います。討論をした

いと思います。

○議長（佐々木栄幸君） 答弁は。

○14番（城内仲悦君） いいです。もう反対表明したので。

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論はありませんか。

14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） 登壇していいですね。

○議長（佐々木栄幸君） 自席をお願いします。

○14番（城内仲悦君） 私は、議案第3号「個人情報保護条例の一部を改正する条例」に反対討論いたします。

本議案は、デジタル社会の形成を図るための関係6法律の施行に伴い出されたものであります。しかもこの関連6法律は、政権を投げ出した菅首相が国会で十分な審議がなされないまま、数の力で押し切って成立させたものであります。

関連6法律は、①デジタル社会形成基本法、②デジタル庁設置法、③デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、④公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律、⑤預金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律、⑥地方公共団体情報システムの標準化に関する法律であります。

反対の第1の理由は、基本理念に個人情報保護の文言がないということであり。

そして、次のような4つのツールを設けています。

①国、自治体、広域連合の情報システムの集約・共同化、②マイナンバー制度の情報連携等の拡大、③個人情報保護法制を一元化しオープンデータ化の推進、④強力な権限を持つデジタル庁の設置、であります。

これにより、行政が国民の個人情報を集積し、そのデータを企業等に開放して利用しやすい仕組みにすることを優先しており、個人情報が無いがしろになっていることでもあります。

反対の第2の理由は、国の進めるデジタル化で、住民の暮らしを守る自治体の機能が失われるおそれがあるからであります。総務省は、自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画を策定し、自治体情報システムの標準化・共通化・情報公開による官民の連携の推進を図ろうとしています。標準化は、地方自治の原則を踏みにじり、自治体独自の施策を抑

え込み住民自治を後退させかねません。

生活利便性向上よりも、企業利益を拡大したいという財界の思惑に沿って進められており、拙速に推進することは、許されないものと考えられます。

しかしながら、情報技術の発展は大変重要なことであります。問題は、情報技術の発展を活用して、市民と企業、公共と民間の関係をつくり替え、新たな収益源を確保しようとしている点にあります。個人情報保護しつつ、暮らしの向上につながるような生かし方を考えるべきであります。

以上、申し述べましたが、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。反対の討論といたします。終わります。

○議長（佐々木栄幸君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） これより採決いたします。

議案第3号「個人情報保護条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（佐々木栄幸君） 起立多数であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。  
~~~~~

日程第10 議案第4号

○議長（佐々木栄幸君） 日程第10、議案第4号「職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

板垣総務企画課長。

○総務企画課長（板垣俊隆君） 議案第4号「職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

この条例は、内閣府が策定した地方公共団体における押印見直しマニュアルに準拠した押印の見直しを行い、サービスの宣誓に係る宣誓書の押印を廃止しようとするものであります。

条例の施行期日は令和3年11月1日にしようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木栄幸君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） これは今回条例で出てますけども、全てということになるのでしょうか、これから押印もやりながらということで捉えたらいいのか、その辺はどうですか。この分だけ条例で決められるから条例で出したんだけど、規則とか様々あるわけですけども、これ以外にはないということですか。もっと全て押印なしだということでは捉えていいですか。

○議長（佐々木栄幸君） 板垣総務企画課長。

○総務企画課長（板垣俊隆君） 今回提案したのは条例だから提案したということで、押印の見直しについては、全ての事務について見直しを行っております。以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。次に、討論であります。討論はありませんか。〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

議案第4号「職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。〔賛成者 起立〕

○議長（佐々木栄幸君） 起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。~~~~~

日程第9 議案第5号

○議長（佐々木栄幸君） 日程第11、議案第5号「一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

板垣総務企画課長。

○総務企画課長（板垣俊隆君） 議案第5号「一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

この条例は、岩手県からの要請により、新型コロナウイルス感染症の患者を久慈広域管内の感染症指定医療機関から他の医療機関に移送する業務を行った場合の特殊勤務手当の特例について定めようとするものであります。

条例の施行期日は公布の日からとし、令和3年4月1日から適用させようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木栄幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。次に、討論であります。討論はありませんか。〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

議案第5号「一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。〔賛成者 起立〕

○議長（佐々木栄幸君） 起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。~~~~~

日程第12 議案第6号

○議長（佐々木栄幸君） 日程第12、議案第6号「手数料条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

板垣総務企画課長。

○総務企画課長（板垣俊隆君） 議案第6号「手数料条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

この条例は、財政運営の健全化及び受益者負担の適正化の観点から、おおむね3年ごとに使用料及び手数料の見直しをすることとしており、その中で、し尿の収集、運搬及び処理に係る手数料について、応益負担や下水道使用料等、汚水処理事業における総合的な住民負担の公平化の観点から改正を行うものであります。

条例の施行期日は、令和4年4月1日としようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木栄幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） この3年ごとについての考え方、定義、あるいは5年ごとでもいいのではないかなと思うのですが、なぜ3年ごとですか。

○議長（佐々木栄幸君） 板垣総務企画課長。

○総務企画課長（板垣俊隆君） 特に3年ごとにこだわっているというわけではございませんが、毎年度

やればやはり住民の負担が、毎年度変動ということは大変になると思いますので、5年ごとだとまた実態、実績を反映するのに期間があり過ぎるなということで、3年で見直しを行うことにしております。

以上です。

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第6号「手数料条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（佐々木栄幸君） 起立多数であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第13 議案第7号

**○議長（佐々木栄幸君）** 日程第13、議案第7号「廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中新井田衛生課長。

**○衛生課長（中新井田理君）** 議案第7号「廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

この条例は、久慈地区汚泥再生処理センターを設置し、久慈地区し尿処理場を廃止するとともに、事業系ごみ処理手数料及び浄化槽汚泥処理手数料を改定し、また廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正に伴い、技術管理者の資格について所要の整備をしようとするものであります。

改正内容であります、1つ目は、洋野町中野地区に新たに建設中の汚泥再生処理センターを設置し、既存の久慈地区し尿処理場を廃止しようとするものであります。

2つ目は、現行の事業系ごみ処理手数料及び浄化槽汚泥処理手数料が、廃棄物処理原価より低い状況であることから料金を改定し、廃棄物処理に係る委託業者への委託料等に充当する財源を確保しようとするものであります。

改正する手数料であります、事業系ごみ処理手数

料の可燃ごみ及び不燃ごみを10キログラム当たり51円から65円に、浄化槽汚泥処理手数料の900リットルまでを370円から450円に、900リットルを超える場合にあっては10リットル当たり4円から5円に、それぞれ引き上げようとするものであります。

3つ目は、廃棄物処理施設の技術管理者の資格要件について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第17条に基づき参酌する同施行規則第8条の17に規定する資格要件に、専門職大学の前期課程を修めた者が追加されたことから、これを本条例に追加しようとするものであります。

また、条例の施行期日は、施設の設置については規則で定める日から、手数料の改正については令和4年4月1日から、技術管理者の資格の改正については公布の日からとしようとするものであります。

以上で説明を終わります。

**○議長（佐々木栄幸君）** 説明が終わりました。

質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** この技術者の資格要件が新たに新たに出たといいますが、その人材の確保は可能、ちゃんと時間に間に合いますか。公布の日からということで、公布はいつ頃を予定してるんですか、これは。

**○議長（佐々木栄幸君）** 中新井田衛生課長。

**○衛生課長（中新井田理君）** 技術管理者の資格については公布の日からということで、議決になりましたらすぐに公布するという形になります。

また、この専門職大学というものにつきましては、今大学を設置してるところとかあるようですけども、その廃棄物に関連するような専門職大学というのはまだないと認識しております。今後、そういう大学ができて、その前期課程を修了した者が資格を取るときのために整備をしようとするものでございます。

**○議長（佐々木栄幸君）** 14番、城内仲悦君。

**○14番（城内仲悦君）** 間に合うということですね。

あと、先ほど黒沼議員から夏井のことについて質問があったんですけど、夏井から洋野に移ると。で、古いほうをどうするんだという質問の中に、まだ考えてないという答弁があったのですが、地元の方々の要望なりそういう説明をして聞く機会を設ける必要があると思うんですけども、造るときも説明をして造ったわけですけども、なくすときも説明をして要望を聞いて

対応したほうが私はいいかと思うのですが、その考えはありますか。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） 現施設のし尿処理場の廃止につきましては、夏井の住民の方と説明会を開催するなり説明をして、今後その跡地についてどのようにするかというもご相談していきたいと考えております。

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第7号「廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（佐々木栄幸君） 起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。  
~~~~~

日程第14 議案第8号

○議長（佐々木栄幸君） 日程第14、議案第8号「久慈地区汚泥再生処理センター整備・運営事業建設工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） 議案第8号「久慈地区汚泥再生処理センター整備・運営事業建設工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて」、ご説明申し上げます。

本案は、平成30年10月31日に議会の議決を経て、日立造船・宮城建設・下館建設特定建設工事共同企業体と契約を締結した、久慈地区汚泥再生処理センター整備・運営事業建設工事について、契約金額46億3,022万円に4,327万1,800円を増額し、46億7,349万1,800円で請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

変更の内容であります。基礎くい工事における地中障害物除去費用及び工事一時中止に伴う増加費用を

追加しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木栄幸君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） 別紙がついてますが、今回でこれは追加補正何回目でしょうか。まずそれをお聞かせください。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） 補正につきましては、2回目でございます。1回目は水道ポンプ施設の追加ということで令和2年12月に補正を行っており、また、すいません、給水ポンプ施設の追加については、令和2年5月に補正が上がっていると思います。あと、地中障害物の追加費用等については、令和3年2月の補正に上がっております。で、2回ということになります。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） 令和2年5月、令和2年12月、令和3年3月だから3回やって、今回で4回目でしょ。そこを確認。質問回数が制限されますから、お聞かせください。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） 補正につきましては、令和2年5月に1回、あとは今年の令和3年2月の2回ということでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木栄幸君） 14番、城内仲悦君。

○14番（城内仲悦君） いろんな理由で様々な排水の関係とか水道もあったようですし、様々な理由で追加補正をやってきたわけですよ。今回の補正は4,327万1,800円の増額だということですが、今後もう完成まで増額というのはないというふうに認識していいですか。ちょっとね、やはり私当初からこの計画は調査不足とか様々に申し上げてきた経過がありました。そういった中で、埋蔵物が出たり様々出ていざれ予算がさらに膨れ上がってきた経緯があるわけですよ。そういった意味では、今回4回目ですが、5回目はないというふうに考えていいですか。

○議長（佐々木栄幸君） 中新井田衛生課長。

○衛生課長（中新井田理君） 今の予算で全て終わるものと考えておりますけども、ただ、今コロナの影響

響で感染者がもし増えた場合については、その部分の増額は発生する可能性はございます。

○議長（佐々木栄幸君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第8号「久慈地区汚泥再生処理センター整備・運営事業建設工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（佐々木栄幸君） 起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第15 発議案第1号及び発議案第2号

○議長（佐々木栄幸君） 日程第15、発議案第1号及び発議案第2号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの議題となっております発議案は、議員全員の共同提案でありますので、議事の順序を省略し、直ちに採決することにいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木栄幸君） ご異議なしと認めます。

発議案第1号「久慈広域連合議会会議規則の一部を改正する規則」及び発議案第2号「久慈広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（佐々木栄幸君） 起立全員であります。

よって、発議案第1号及び発議案第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

閉会

○議長（佐々木栄幸君） 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、第9回久慈広域連合議会定例会を閉会いたします。

長い間どうぞご苦勞さまでした。ありがとうございました。

午後2時07分 閉会

